

## 第 31 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 20 年 1 月 18 日（金）

10:00 ～ 12:30

場所：三田共用会議所 大会議室

### 議 事 次 第

#### 1. コーデックス委員会の活動状況について

##### (1) 最近のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第 1 回抗菌剤耐性に関する特別部会
- ・ 第 3 9 回食品衛生部会
- ・ 第 2 9 回栄養・特殊用途食品部会
- ・ 第 1 6 回食品輸出入検査・認証制度部会

##### (2) 今後のコーデックス委員会の活動について

- ・ 第 8 回乳・乳製品部会
- ・ 第 8 回ナチュラルミネラルウォーター部会
- ・ 第 2 9 回魚類・水産製品部会
- ・ 第 1 回急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する特別部会

#### 2. その他

## コーデックス連絡協議会 委員名簿

(敬称略 50 音順)

いわた しゅうじ 岩田 修二	サントリー(株) 品質保証本部 テクニカルアドバイザー
おにたけ かずお 鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長
かすみ たかふみ 春見 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま ひろし 門間 裕	(財) 食品産業センター 参与
かんだ としこ 神田 敏子	全国消費者団体連絡会 事務局長
たまき たけし 玉木 武	(社) 日本食品衛生協会 理事長
とよだ まさたけ 豊田 正武	実践女子大学生生活科学部 教授
はすお たかこ 蓮尾 隆子	家庭栄養研究会 副会長
はら こうぞう 原 耕造	全国農業協同組合連合会 総合企画部 SR 事務局長
ひらかわ ただし 平川 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその あきよし 細野 明義	(財) 日本乳業技術協会 常務理事
まつたに みつこ 松谷 満子	(財) 日本食生活協会 会長
やまうら やすあき 山浦 康明	日本消費者連盟 副代表運営委員
わだ まさえ 和田 正江	主婦連合会 参与

第 31 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 20 年 1 月 18 日 (金)

10:00 ~ 12:30

三田共用会議所 大会議室

事務局等

事務局等

説明者 ○  
小川国際基準課長 ○  
池田国際食品室長(司会) ○  
山田アドバイザー ○

和田 委員 ○  
山浦 委員 ○  
松谷 委員 ○  
細野 委員 ○

○ 岩田委員  
○ 鬼武 委員  
○ 門間 委員  
○ 玉木 委員

○ 平川 委員  
○ 原 委員  
○ 蓮尾 委員  
○ 豊田 委員

入口

事務局等

傍聴 (60名)

## F A O / W H O 合同食品規格計画

## 第 1 回抗菌剤耐性に関する特別部会

日時 : 2007 年 10 月 23 日 (火) ~ 10 月 26 日 (金)

場所 : ソウル (韓国)

## 議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO、WHO 及び OIE による抗菌剤耐性に関する作業の概説
4.	抗菌剤耐性に関する規格、ガイドラインもしくはその他の文書の作成の検討
5.	その他の事項
6.	次回会合の日程及び開催地
7.	報告書の採択

## 第1回抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) 概要

### 1. 開催日及び開催場所

日時 : 2007年10月23日(火)～26日(金)

場所 : ソウル(韓国)

### 2. 参加国及び国際機関

36 加盟国、1 加盟機関 (EC) の代表団及び 9 オブザーバー機関 (参加者総数 138 名)

### 3. 我が国からの参加者

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官 辻山 弥生  
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室

国際調整専門官 福島 和子

農林水産省動物医薬品検査所検査第二部一般薬検査室長 遠藤 裕子

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課リスク管理係長 秋元 京子

### 4. 議論の概要

主要議題は以下のとおり。

#### 議題2 コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項

##### (1) TFAMR の作業の確認

第 30 回総会で採択された「2008-2013 年コーデックス戦略的計画」における TFAMR の作業が確認された。すなわち、2011 年までにリスク分析の原則に従い、公衆衛生に重点を置いた食品生産における薬剤耐性の封じ込めを目的とした安全かつ慎重な抗菌剤の使用のためのガイダンスを他の国際機関の作業を考慮しつつ作成することである。

##### (2) TFAMR の委託事項 (Terms of Reference, TOR)

EC より、医療、植物防疫等、様々な領域における抗菌剤の使用/誤使用等も大局的に視野に入れて検討が行われるよう、目的 (Objectives) と TOR の項を修正するよう提案がなされた。議論の結果、①Objectives の項に「獣医領域、植物防疫、食品加工等、様々な領域における抗菌剤の使用の結果生じた人及び動物における抗菌剤耐性の増加のリスクを、大局的に考慮するよう努めること」という一文を加えること、及び、②TOR の項は修正しないこと、で合意し、第 31 回総会に修正案の承認を諮ることとされた。

#### 議題4 抗菌剤耐性に関する規格、ガイドラインもしくはその他の文書の作成の検討

新規作業の提案内容は、リスク評価、リスク管理及びリスクプロファイル作成/優先順位付けの 3 要素に分類されたことから、それぞれ会期内に作業部会 (WG)

でプロジェクト文書案を作成した後、全体会議で検討した結果、以下のとおり合意された。

(1) リスク評価に関するプロジェクト文書（座長：カナダ）

各国・地域の関係当局及び JEMRA (FAO/WHO 微生物学的リスク評価専門家会合) が、食品及び飼料中の抗菌剤耐性微生物及び耐性決定因子の存在に伴う人の健康へのリスクを評価する際に使用するガイダンスの作成作業の提案。

「含まれるべき主な事項」において、抗菌剤使用による便益 (benefit) に言及することについて議論した結果、新たな項目として「複数のリスク管理オプションを検討するための技法を適宜提供する」旨を加えることとなった。

(2) リスク管理に関するプロジェクト文書（座長：EC）

抗菌剤耐性微生物及び耐性決定因子を封じ込めるためのリスク管理オプションに関するガイダンスの作成作業の提案。選択したリスク管理オプションの効果のモニタリングも対象に含まれる。

「含まれるべき主な事項」においてガイダンスが対象とするリスク管理オプションについては、網羅的なリストの作成の提案があったが、議論の結果、リストは作成せずいくつかのオプションを列記することとした。さらに、科学的知見が不十分または不完全な場合のリスク管理措置については、「微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン (CAC/GL63-2007)」の 5.1 項<sup>1</sup>を引用し、また、リスクコミュニケーションに関する記述を明記することとした。

(3) リスクプロファイル作成に関するプロジェクト文書（座長：米国）

次の 3 点を目的とするガイダンスの作成作業の提案。

ア 抗菌剤耐性に関する食品安全上の問題の特定

イ リスクプロファイルの作成に必要なデータの特定

ウ 食品由来の抗菌剤耐性微生物に関するリスクについて作業の優先順位の決定

また、このガイダンスは、JEMRA 及び各国・地域の関係当局がリスク評価を実施する上で使用することを意図している。

上記のプロジェクト文書については、第 61 回執行委員会でのクリティカル・レビューを経た上で、第 31 回総会に新規作業としての承認を諮るために提出される。また、総会で新規作業として承認されることを前提に、それぞれについて物理的作業部会を設置（我が国は全ての作業部会に参加を表明）し、次回 TFAMR 会合に向けてガイドライン原案を作成することとされた。

---

<sup>1</sup> 本項では、「微生物による食品安全問題の特定 (Identification of a microbiological food safety issue)」を収載している。

(参考)

### 抗菌剤耐性に関する特別部会（TFAMR）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
リスク評価に関するガイダンス	1/2/3/4	<ul style="list-style-type: none"><li>第 61 回執行委員会 (作業評価)</li><li>第 31 回 CAC (新規作業)</li><li>物理的作業部会 [座長：カナダ]</li><li>第 2 回 TFAMR</li></ul>
リスク管理に関するガイダンス	1/2/3/4	<ul style="list-style-type: none"><li>第 61 回執行委員会 (作業評価)</li><li>第 31 回 CAC (新規作業)</li><li>物理的作業部会 [座長：EC]</li><li>第 2 回 TFAMR</li></ul>
リスクプロファイリング作成に関するガイダンス	1/2/3/4	<ul style="list-style-type: none"><li>第 61 回執行委員会 (作業評価)</li><li>第 31 回 CAC (新規作業)</li><li>物理的作業部会 [座長：米国]</li><li>第 2 回 TFAMR</li></ul>

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 39 回食品衛生部会 (CCFH)

日時 : 2007 年 10 月 30 日 (火) ~ 11 月 4 日 (日)

場所 : ニューデリー (インド)

## 議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会から食品衛生部会への付託事項
3.	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) の経過報告及び関連事項
4.	乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範原案 (ステップ 4)
5.	食品安全管理手法の妥当性確認に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
6.	調理済み食品中のリステリア・モノサイトジェネスに関する微生物学的規準 (ステップ 4)
7.	ブロイラー (若鶏) 中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案に関する討議文書
8.	微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン : 附属文書 II : 微生物学的リスク管理メトリックス (数的指標) に関する指針 (ステップ 4)
9.	その他の事項及び今後の作業
(a)	食品衛生部会における作業の優先順位決定に関する特別作業部会報告の検討
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2007 年 10 月 29 日 (月) に「CCFH における作業の優先順位決定に関する特別作業部会」が開催された。



## 第 39 回食品衛生部会 (CCFH) の概要

### 1. 開催日及び開催場所

日時：2007 年 10 月 30 日（火）～11 月 4 日（日）

場所：インド ニューデリー

### 2. 参加国等：75 加盟国（EC を含む）、13 国際機関（参加者総数 192 名）

### 3. 我が国からの参加者

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長	池田 千絵子
内閣府食品安全委員会事務局評価課微生物・ウイルス係	萩埜 由香
国立医薬品食品衛生研究所安全情報部主任研究官	豊福 肇
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課食品規格専門官	江島 裕一郎
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食品安全係長	小島 三奈
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室	平尾 暁
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 食品安全危機管理官	辻山 弥生
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 企画官	佐々木 貴正

### 4. 議論の概要

主要議題は以下のとおり。

#### 議題 4. 乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範原案

乳幼児用調製粉乳等に関する衛生実施規範の本体文書については、調製粉乳は殺菌された食品ではないことから、調乳、授乳等における適切な取扱いが調製粉乳由来の食中毒のリスクを最小限に抑える上で重要である旨の情報提供が保護者等に対し行われるべきである等の文章を加えた上で、ステップ 5/8 で採択するよう総会に諮ることが合意された。

また、*Salmonella*, *Enterobacter Sakazakii* 等の微生物学的規準を定めた付属文書について、乳幼児用調製粉乳、医療用の乳児用調製粉乳及び母乳強化剤についての規準を定めた付属文書 I とモニタリング計画策定に関するガイダンスを示した付属文書 III をステップ 5/8 に進めることとされた。12 ヶ月齢以下の乳児を対象としたフォローアップミルクを付属文書 I の対象に含むか否かで長時間議論されたが、フォローアップミルクと医療用の幼児用調製粉乳については付属文書 II としてステップ 2 に戻した上で、FAO/WHO に対し、6-12 ヶ月齢の乳児のリスクについて、改めて評価を依頼し、この結果に基づき、カナダを議長と

する電子的作業部会で原案を作成し、さらに次回会合の前日の作業部会で検討することとされた。

#### 議題 5. 食品安全管理手法の妥当性確認に関するガイドライン原案

本年 6 月にカナダを座長として開催された物理的作業部会により作成された原案について議論が行われた。付属文書中に示された妥当性確認の 6 つの例示（アフラトキシン汚染防止のためのナッツの乾燥、金属片の探知等）は、妥当性確認の説明の目的だけに作成したもので、妥当性確認の実例でもなく、国際的に適用されるものでもない旨の記述が追加されるとともに、本文書中に使用されていない用語（ALOP、FSO、PC 及び PO）の定義の削除、「妥当性確認（Validation）」と「モニタリング（Monitoring）」、「検証（Verification）」との相互関係に関する記述等の修正等を行った上で、ステップ 5/8 で採択するよう総会に諮ることが合意された。

#### 議題 6. 調理済み食品中のリステリア・モノサイトジェネスに関する微生物学的規準

今回合合では詳細な議論は行われず、調理済み（Ready-to-Eat、RTE）食品のカテゴリーをどう設定するか等について全般的な議論が行われた。本文書については作業範囲を微生物以外のリスク管理メトリックス（数的指標）にまで広げず、もともとの作業範囲（微生物学的規準）に限ることを確認した上で、ステップ 2 に戻し、ドイツを座長とする物理的作業部会（日本も参加の意思を表明）で、提出されたコメントを勘案して検討を進めることとされた。

#### 議題 7. ブロイラー（若鶏）中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案に関する討議文書

本作業が第 30 回総会で新規作業として承認されるに当たり、適用範囲（Scope）をブロイラー肉以外の鶏肉にも拡大する旨の勧告がなされたため、今回合合では、適用範囲の再設定について議論が行われた。

その結果、適用範囲をブロイラー肉以外の鶏肉に拡大することは合意されたが、新たに追加された鶏肉に関する科学的情報が不足しているため、部会メンバーから情報を求める回付文書が発出されること、ブロイラー以外の鶏肉のためのガイドラインについては付属文書とすること、ブロイラーのためのガイドラインの作業は先行して進めることが合意された。

今後、ニュージーランドとスウェーデンを座長とする物理的作業部会（日本も参加の意思を表明）が開催され、ブロイラーを中心に作業を進めることとされた。

**議題 8. 微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン：付属文書Ⅱ：微生物学的リスク管理メトリックス（数的指標）に関する指針**

本年 6 月の米国を座長とする物理的作業部会（日本も参加）が作成した原案をもとに、さらに会期内作業部会での検討結果を踏まえ、微生物学的数的指標は常に最適なアプローチであるとは限らず、代替的な方法も存在し得ること、微生物リスク管理メトリックスを適用する食品の優先順位をつけるのは、政府機関によること等の修正を行った上でステップ 5/8 で採択するよう総会に諮ることが合意された。

**議題 9. その他の事項及び今後の作業**

○ 新規作業提案の検討

本会合直前に開催された作業の優先順位決定に関する特別作業部会からの勧告を踏まえ、「生鮮野菜・果実に関する衛生規範のための特定食品の付属文書」と「海産食品におけるビブリオ属に関する衛生実施規範」が新規作業として承認された。

「海産食品におけるビブリオ属に関する衛生実施規範」についての新規作業は、日本が座長国を務めることとなり、今後、物理的作業部会を開催し、次回会合における検討のための規範原案の作成を行うことが了承された。なお、2008 年 6 月に作業部会会合が我が国において開催される予定である。

(参考)

食品衛生部会（CCFH）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
乳幼児用調製粉乳の衛生実施規範原案	5/8	第31回総会
食品安全管理手法の妥当性に関するガイドライン原案	5/8	第31回総会
微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン：微生物学的リスク管理メトリックス（数的指標）に関する指針：附属文書II	5/8	第31回総会
医療用の幼児用調製粉乳及びフォローアップミルクの微生物的規準衛生実施規範原案：附属文書II（乳幼児用調製粉乳の衛生実施規範附属文書）	2/3/4	FAO/WHO（評価依頼） 電子的作業部会〔座長：カナダ〕 物理的作業部会 第40回CCFH
調理済み食品のリステリア・モノサイトジェネスに関する微生物学的規準原案	2/3/4	物理的作業部会〔座長：ドイツ〕
鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属の管理のためのガイドライン原案	2/3/4	物理的作業部会〔座長：スウェーデン〕
生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範：葉物のハーブを含む緑色葉野菜附属文書原案	1/2/3/4	第61回執行委員会 第31回総会 電子的作業部会〔座長：米国〕
海産食品におけるビブリオ属に関する衛生実施規範原案	1/2/3/4	第61回執行委員会 第31回総会 電子的作業部会〔座長：日本〕
CCFHのリスク分析ポリシー	—	電子的作業部会〔座長：インド〕
卵及び卵製品に関する衛生実施規範附属文書：リスク管理意志決定における食品安全メトリックス（殺菌液全卵）の適用	—	第31回総会

## FAO / WHO 合同食品規格計画

## 第 29 回栄養・特殊用途食品部会

日時 : 2007 年 11 月 12 日 (月) ~ 11 月 16 日 (金)

場所 : バート ノイエンアール (ドイツ)

## 議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	栄養強調表示の使用に関するガイドライン: 栄養成分表示の条件表案 (Part B: 食物繊維含有量について)
4.	グルテンフリー食品に関する規格改訂案
5.	乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト改訂原案
6.	健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案 (ステップ4)
7.	栄養・特殊用途食品部会によるリスク分析原則の適用
8.	表示を目的とした栄養素参照量の追加又は改訂に関する討議資料
9.	栄養的特性と食品安全に関する生産及び加工基準に関する討議資料
10.	必須栄養素の添加に関するコーデックス一般原則を改正するための新規作業の提案に関する討議資料
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択

## 第 29 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の概要

### 1. 開催日及び開催場所

平成 19 (2007) 年 11 月 12 日 (月) ~ 11 月 16 日 (金)  
パート ノイエンアール (ドイツ)

### 2. 参加国及び国際機関

71 カ国、1 加盟機関 (EC)、26 国際機関 合計 278 人

### 3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品全部企画情報課国際食品室長	池田千絵子
内閣府食品安全委員会事務局評価課係長	浦野 剛
厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課 新開発食品保健対策室衛生専門官	調所 勝弘
厚生労働省医薬食品局食品全部基準審査課 新開発食品保健対策室主査	松井 保喜
農林水産省消費・安全局国際基準課課長補佐	宮廻 昌弘
(独)国立健康・栄養研究所食品保健機能プログラムリーダー テクニカルアドバイザー	山田 和彦
財団法人日本健康・栄養食品協会	浜野 弘昭
国際酪農連盟日本国内委員会	土田 博

### 4. 議論の概要

主要議題は以下のとおり。

#### 議題 2 : コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

バイオテクノロジー応用食品特別部会 (TFFBT) から付託された「栄養またはヒトの健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価ガイドライン原案」に関し、新たに用語の定義を追加すべき等の意見が出されたが、既に TFFBT で十分に議論が尽くされていることを考慮し、TFFBT 作成の原案のままステップ 5/8 で採択するよう総会に諮ることが承認された。

#### 議題 3 : 栄養強調表示の使用に関するガイドライン : 栄養成分表示の条件表案 (Part B : 食物繊維含有量について)

本部会の直前に各国に配布された WHO が提案する食物繊維の生理機能における科学的な根拠に関する文献について説明がなされた後、質疑応答が行われたが、文献の配布が直前であったことから具体的な議論は行われず、本件についてはステップ 6 に差し戻し、再度各国からの意見を求めることとされた。

#### 議題6：健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案

フランスが作成した原案に基づき議論が行われた。本勧告原案を「健康強調表示の使用のためのガイドライン」の付属文書とすることが再確認され、それに伴い定義等の修文がなされた。また、米国、オーストラリアから文書の構造を変えるべきという指摘がなされたが合意にいたらなかったため、本勧告原案については、ステップ2/3に差し戻し、フランスを中心とする電子的作業部会で再度原案を作成した上で、次回部会で検討することとなった。

#### 議題7：栄養・特殊用途食品部会によるリスク分析原則の適用

オーストラリア作成の原案に基づき、まずは全般的な議論が行われ、FAO/WHOは、公立・中正な科学的な助言を提供する、最も主要な機関であること、本原則は各国政府向けではなく、コーデックスの枠組みの中で使用するために作成されており、採択されれば手続きマニュアルに掲載されること等が確認された。

引き続き、セクション毎に詳細な検討が行われ、タイトルを他部会の同様文書に合わせて、“Nutritional Risk Analysis Principles and Guidelines for Application to the Work of the Committee on Nutrition and Foods for Special Dietary Uses”（栄養・特殊用途食品部会の作業に適用する栄養リスク分析原則及びガイドライン）としたほか、多くの修正が行われた。コンセンサスが得られず、括弧付きのまま残された部分も多くあったが、著しい作業の進捗が見られたことから、ステップ5で予備採択するよう総会に諮ることで合意された。

#### 議題8：表示を目的とした栄養素参照量（NRV）の追加又は改訂に関する討議資料

NRV 策定の対象を一般集団に絞るのか、それとも乳幼児も含むのかについて議論されたが、当部会においては、まず一般集団に対するNRVのガイドラインを作成しNRVの見直しを検討する、次に、一般集団に対するガイドラインに基づいて乳幼児を対象とするガイドラインを作成し、NRVを設定することとされた。また、ビタミン、ミネラルに関する部分を優先して作業を実施することで合意し、今後、韓国を中心とする電子的作業部会にて原案を作成し、次回部会で検討することとした。

(参考)

栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
グルテン不耐症患者のための特別用途食品の規格改訂案	8	・ 第 31 回 CAC
乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト案	8	・ 第 31 回 CAC
栄養強調表示の使用に関するガイドライン: 栄養成分表示の条件表案 (Part B : 食物繊維含有量について)	6	・ 第 30 回 CCNFSDU
乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト案 : Part D 特別栄養構造のための食品添加物推奨リスト : アラビアガム規定	6	・ 第 30 回 CCNFSDU
栄養・特殊用途食品部会の作業に適用する栄養リスク分析原則及びガイドライン	5	・ 第 31 回 CAC ・ 第 30 回 CCNFSDU
健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案	2/3	・ 電子的作業部会 (フランス主導) ・ 第 30 回 CCNFSDU
必須栄養素追加のためのコーデックス一般原則を修正するための新規作業提案	—	・ 討議文書を作成 (カナダ) ・ 第 30 回 CCNFSDU
低体重乳幼児向け穀物加工食品に関する規格作成のための新規作業提案	—	・ 電子的作業部会 (インド主導) ・ 第 30 回 CCNFSDU
栄養素参照量 (NRV) の追加あるいは改訂	1/2/3/4	・ 第 61 回 CCEXEC/第 31 回 CAC ・ 電子的作業部会 (韓国主導) ・ 第 30 回 CCNFSDU
乳幼児用調製粉乳改訂規格における分析法	—	・ 電子的作業部会 (ニュージーランド) ・ 第 30 回 CCNFSDU